習資本比率規制の第3の柱

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうか を判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示又は告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベー スと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目	=222.11	133743-11
当月本に床る至此時日 ・ 通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	48,842	46,66
5世代式又は独列和探光項刊度元代式に示る代土貝本の領 うち、資本金及び資本剰余金の額	33,774	33.27
うち、利益剰余金の額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
うち、自己株式の額(△)	15,103	13,42
うち、社外流出予定額(△)	35	3
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	81	
うち、為替換算調整勘定		
うち、退職給付に係るものの額	81	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	_	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	_	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,427	1,96
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,427	1,96
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	360	48
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	51,711	49.1
コア資本に係る調整項目	- 1,1	,
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	459	2:
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	_	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	459	2:
操延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	Σ.
新生物 正真性 に 時度共 に 所る もの を 柄	_	
	_	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	
	252	2
見職給付に係る資産の額 2つ7月左前後世代は次帝の初にましたわるものも帰る)の第	353	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
寺定項目に係る十パーセント基準超過額	_	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	— 1	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	812	4
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	50,898	48,6
リスク・アセット等	-	<u> </u>
言用リスク・アセットの額の合計額	586,562	560,1
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,666	2,6
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		_,_
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,666	2,6
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,000	2,0
	23.485	22.7
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	25,405	22,7
言用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		F00 0
	610,047	582,8

⁽注) 上記「自己資本の構成に関する開示事項(連絡)」に掲げた計表は、「2014年金融庁告示第7号」に定められた別紙様式第12号により定められた様式に従って記載しております。 なお、本表中、「当期末」とあるのは、「2021年3月末」を「前期末」とあるのは、「2020年3月末」を指します。

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位:百万円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目	·	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	48,840	46,691
うち、資本金及び資本剰余金の額	33,774	33,274
うち、利益剰余金の額	15,101	13,449
うち、自己株式の額(△)	_	_
うち、社外流出予定額(△)	35	31
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,427	1,965
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,427	1,965
うち、適格引当金コア資本算入額		_
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア		
資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	360	480
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	51,627	49,136
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	459	236
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	459	236
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	271	230
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	731	466
自己資本	-	
====================================	50.896	48,670
リスク・アセット等		.,.
信用リスク・アセットの額の合計額	586.610	560,195
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,666	2,666
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価値前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,666	2,666
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		_,,,,,
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	23,473	22,713
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	610,083	582,909
自己資本比率	010,000	302,30.
自己資本比率((ハ)/(二))	8.34	8.34

⁽注) 上記 [自己資本の構成に関する関示事項 (単体)] に掲げた計表は、「2014年金融庁告示第7号」に定められた別紙様式第11号により定められた様式に従って記載しております。 なお、本表中、「当期末」とあるのは、「2021年3月末」を「前期末」とあるのは、「2020年3月末」を指します。

2資本比率規制の第3の柱

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率 を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グルー プ」という。) に属する会社と会計連結範囲に含まれる 会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率の算出対象となる連結グループに属する 会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結 子会社の名称及び主要な業務の内容

2021年3月末の連結グループに属する連結子会社は1社で あります。

会社の名称	主要な業務の内容
株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング	コンサルティング ベンチャーキャピタル業務

自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関 連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名 称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要 な業務の内容

該当ございません。

● 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含ま れないもの及び連結グループに属しない会社であって会 計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産 の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ございません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等 の概要

該当ございません。

自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率 告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎 項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。 【普通株式】

発行主体	当行		
資本調達手段の種類	普通株式		
コア資本に係る基礎項目の額に 算入された額			
連結自己資本比率	2020年3月末 7,485百万円 2021年3月末 7,985百万円		
単体自己資本比率	2020年3月末 7,485百万円 2021年3月末 7,985百万円		
配当率又は利率	_		
償還期限の有無	無		
その日付	_		
償還等を可能とする特約の概要	_		
初回償還可能日及びその償還金額	_		
償還特約の対象となる事由	_		
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	_		
元本の削減に係る特約の概要	_		
配当等停止条項の有無	無		
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無		
ステップ・アップ金利等に係る特約その他 の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	_		

【跆制転換冬頂付傷失株式】

[]宝问郑汉太贞门俊儿孙八]			
発行主体	当行		
資本調達手段の種類	第 I 種優先株式		
コア資本に係る基礎項目の額に 算入された額			
連結自己資本比率	2020年3月末 25,789百万円 2021年3月末 25,789百万円		
単体自己資本比率	2020年3月末 25,789百万円 2021年3月末 25,789百万円		
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表 する優先配当年率としての資金調達コスト		
償還期限の有無	無		
その日付	_		
償還等を可能とする特約の概要	2021年10月1日以降、取締役会が別に定め		
初回償還可能日及びその償還金額	る日が到来したときは、法令上可能な範囲 で、第 I 種優先株式の全部又は一部を取得す		
償還特約の対象となる事由	ることができる旨の条項を定めております。		
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2		
元本の削減に係る特約の概要	_		
配当等停止条項の有無	無		
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無		
ステップ・アップ金利等に係る特約その他 の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	_		

- (注)1. 第 I 種優先株主は、第 I 種優先株式の取得を請求することができる期間(以下、「第 I 種取得請求期間」という。)(2013年4月1日~2036年9月30日)中、当行が第 I 種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。
 - 2. 当行は、第 I 種取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第 I 種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法に ______ より算出される数の当行の普通株式を第Ⅰ種優先株主に交付する。

【非支配株主持分】

該当ございません。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、業務運営上のリスクのうち、「信用リスク」、「市 場リスク」、「オペレーショナル・リスク」をそれぞれ評価 し、総体的に把握したリスク量が、自己資本(適格旧資本調 達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く) の範囲 内に収まるよう、リスク許容度を設定し、業務の健全性・適 切性の維持に努める方針としております。

自己資本充実度の評価にあたっては、内部環境、外部環境 及びリスク評価方法等に留意すると共に、定期的又は必要に 応じて随時、取締役会等において検証し、例えば自己資本充 実度が十分でない場合は、自己資本増強等の対応策を検討、 実施する方針としております。

信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、 資産の価値が減少又は消失し、当行が損失を被るリスクをい います。

(信用リスク管理の方針及び手続の概要)

当行では「信用リスク管理方針」を制定し、リスク管理態 勢の整備・確立、信用格付、自己査定の実施により信用リス クを的確に把握・管理し、資産の健全性の確保を図っており ます。

信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を 付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、 与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、信用格付を 利用しております。

自己査定は、債務者区分及び担保・保証等の状況をもと に、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行う ものです。自己査定の集計結果等は経営会議及び取締役会に 報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、融資部におい て業種集中度合や大□集中度合等のモニタリングを定期的に 行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築に取り組ん でおり、モニタリング結果を定期的にリスク管理委員会に報 告しております。

また、リスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリ オの構築を目指すと共に、信用格付、自己査定を通じて信用 供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リ スクの計量化」に取り組み、計測結果をリスク管理委員会へ 報告しております。

(自己査定と償却・引当)

当行では、自己査定基準及び償却・引当基準を定めてお り、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行ってお ります。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、 債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権につい ては、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した 将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権に ついては、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の 額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行ってお ります。

● 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定は、原則として次の適格格付機関 4社の格付を各エクスポージャーごとの参照する格付に使用 しております。

使用する適格格付機関(原則)

エクスポージャーの種類	国内のエクスポージャー	国外のエクスポージャー
中央政府及び中央銀行(注1)	R&I、JCR	Moody's, S&P
中央政府及び 中央銀行以外の公共部門(注2)	R&I、JCR	Moody's、S&P
金融機関	R&I、JCR	Moody's, S&P
事業法人その他	R&I、JCR	Moody's, S&P

- (注) 1. これにかかわらず日本国政府及び日本銀行向けの円建てエクスポージャーはリスク・
 - 2. 我が国の地方公共団体等これにかかわらず個別にリスク・ウェイトを規定するものを

参照する格付

エクスポージャーの種類	参照する格付
中央政府及び中央銀行(注1)	中央政府に付与された格付
中央政府及び 中央銀行以外の公共部門(注2)	所在国の中央政府に付与された格付
金融機関	設立された国の中央政府に付与された 格付
事業法人その他	各法人等に個別に付与された格付

- (注) 1. これにかかわらず日本国政府及び日本銀行向けの円建てエクスポージャーはリスク・ ウェイト0%といたします。
 - 2. 我が国の地方公共団体等これにかかわらず個別にリスク・ウェイトを規定するものを 除きます。

内部格付手法が適用されるポートフォリオについて 内部格付手法は採用しておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の 概要

(信用リスク削減手法とは)

当行では、信用リスク・アセットの額の算出において、告 示第80条の規定に基づき信用リスク削減手法を適用しており ます。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを 軽減するための措置であり、適格金融資産担保、保証、貸出 金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当いたしま す。なお、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減 手法を適用する手法として、当行では簡便手法を用いており ます。

(方針及び手続)

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認 められる適格金融資産担保については、当行が定める「融資 担保基準」及び「貸出金関連信用リスク・アセット算出細則」 にて、評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又 は我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の 株式を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については我が国の地方公共団体の保証が主体 となっており、信用度の評価については、全て政府保証と同 様と判定しております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保預金 (総合口座を含む)として差入れられていない定期性預金を 対象としております。

なお、クレジット・デリバティブについては、現時点にお いて自己資本比率計算上の信用リスク削減としては勘案して おりません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに 関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、派生商品取引として、スワップ関連取引、外国 為替先物予約取引がございます。派生商品取引の取引相手の 信用リスクに関しては、原則として債権と同様の方法により 管理しております。

なお、当行では派生商品に係る担保による保全は行ってお りません。また、一部の派生商品取引では、当行の信用力の 低下により追加的な担保の提供が求められることがあります が、当行は担保として提供可能な資産を十分に保有しており ます。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行の証券化取引への取り組みは、投資家としてのみ関与 しており、オリジネーター等としての関与はありません。

投資にあたっては、案件毎に裏付資産の質や格付等を考慮 のうえ実施しております。なお、再証券化取引の取扱いはあ りません。

証券化取引として、当行が保有する有価証券については、 信用リスク並びに金利リスク等を有しておりますが、これは 一般の社債等への取引により発生するものと基本的に変わる ものではありません。

信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット 額の算出には、「外部格付準拠方式」を使用しております。

▶ 証券化取引に関する会計方針

当行の証券化取引への取り組みは、投資家としてのみ関与 しております。したがって、証券化取引の会計方針は、通常 の有価証券と同様に一般的に認められる会計処理を採用して おります。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト の判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断につい ては、次の4社を使用しております。

株式会社 日本格付研究所 (JCR)

株式会社 格付投資情報センター (R&I)

S&Pグローバル・レーティング (S&P)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使 い分けは行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

(オペレーショナル・リスク管理体制)

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活 動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象 により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を経 営の重要事項と位置付け、当行の業務の規模・特性・体力等 を考慮しつつ、また、オペレーショナル・リスクがあらゆる 場所で顕在化する可能性があるという特性を認識し、オペ レーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備に取り組ん でおります。

オペレーショナル・リスクの管理については、オペレー ショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショ ナル・リスク管理方針」を制定し、オペレーショナル・リス クを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風 評リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」の6つに区分 したうえで、各リスクの主管部署を定め、業務全般にわたる 管理体制や各種規程の整備に取り組んでおります。また、リ スク統括部リスク管理室が総合的な管理部署としてオペレー ショナル・リスク全体を一元管理し、総合的なオペレーショ ナル・リスクを把握したうえで、改善へ向けた施策等を行 い、オペレーショナル・リスクの極小化を目指しております。

リスク区分	定義
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正を起こ すことにより、損失を被るリスクをいいます。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。
法務リスク	法令等や各種取引上の契約等において、遵守違反や 契約違反、その他それに伴う罰則適用や損害賠償等 により、損失を被るリスクをいいます。
風評リスク	災害・事故・経営不振等についての不適切あるいは、虚偽の報道・情報が流通し評判が悪化すること等により、直接、間接を問わず不測の損失を被るリスクをいいます。
人的リスク	役職員等の健康又は職場の安全環境、人事運営上の 不公平・不公正、差別的行為(セクシャルハラスメント等)等により、損失を被るリスクをいいます。
有形資産リスク	災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産、備 品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等によ り、損失を被るリスクをいいます。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法 の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の 算出については、告示に定める「基礎的手法」を採用してお ります。

先進的計測手法を使用する場合における事項 該当ございません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の 方針及び手続の概要

当行では、投資有価証券について「有価証券運用方針」を 半期毎に作成し、投資の基本施策、運用方針及びリスク管理 について、リスク管理小委員会の協議を経て経営会議で決議 しております。また、株式等については、ポジション枠及び 期中損失限度額を設定しており、設定限度枠を超えないよう コントロールすると共に、常時監視し、状況を毎月リスク管 理委員会に報告しております。

当行では、リスク計測態勢の構築を検討し、リスク計量の 精度向上と態勢整備に努めております。

株式等の評価について、子会社株式及び関連会社株式につ いては移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価 のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについ ては移動平均法による原価法又は償却原価法により評価して おります。また、その他有価証券の評価差額については、全 部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等 規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務 諸表の注記に記載することとしております。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、資産・負債の金利水準や更改期間が異な るなかで、市場金利が変動することによって損失を被るリス クのことで、当行では市場リスクの一つとして適切な管理態 勢を構築しております。

金利リスクの管理対象は全ての金利感応資産・負債(オ フ・バランスを含む)とし、預貸金取引は月次、その他の市 場性取引は日次でリスク量を計測しております。これらの 金利リスク計測については、VaR(バリュー・アット・リス ク)、BPV(ベーシス・ポイント・バリュー)といったリス ク指標のほか、銀行勘定の金利リスクとして△EVE(金利変 動に伴う経済価値の変化量)、△NII(金利変動に伴う金利収 入の変化量) を月次で計測しております。

金利リスクを含む市場リスクを適切にコントロールするた め、リスク資本配賦運営によるリスク許容限度枠や、期中損 失限度額、ポジション枠等の管理枠を定めております。

金利リスクを削減する際は、有価証券の購入・売却のほ か、金利スワップ等のヘッジ取引を活用しており、ヘッジ会 計を適用する場合もあります。

● 金利リスクの算定手法の概要

(1)銀行勘定の金利リスク (IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book)

当行は、コア預金モデルを使用して流動性預金に金利改定 の満期を割り当てており、金利改定の満期は平均3.813年、 最長10年となっております。コア預金モデルは、流動性預 金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金 をコア預金と推計し、満期を割り当てております。具体的に は、普通預金など満期のない流動性預金について、預金種別 や残高階層別の過去の預金残高推移を統計的に解析し、将来 預金残高を保守的に推計することで、実質的な満期を計測し ております。計測結果については、バックテスト等による検 証を行っております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約について は、過去の実績データの蓄積が十分ではないため、保守的な 前提として金融庁が定める設定値を反映させて考慮しており ます。

複数通貨の取扱いについては、主要な通貨を計測対象とし ているほか、通貨間の金利の相関を考慮しない保守的な方法 により合算しております。

クレジットスプレッド等のスプレッドに関しては、割引金 利に含めておりません。

△EVEは、コア預金モデルのパラメータ値の見直しなどに より重大な影響を受ける可能性があります。△NIIは、リス クフリーレートに対する指標金利の追随率の見直しなどによ り重大な影響を受ける可能性があります。

ファンド等の金利リスクについては、重要性に応じ簡便的 な方法等により適切に計測し、保守的な方法により合算して おります。

現状、△EVEは自己資本の額の20%以内に収まっており、 金利リスク管理上問題のない水準と認識しております。

(2)内部管理上使用している金利リスク

当行は内部管理において、△EVEや△NII以外にもVaR、 BPVなどを用いて金利リスクを計測しております。

VaRについては、預貸金、債券等の業務別に、信頼区間 99%、観測期間1年のコリレーション法(分散共分散法)に より計測しております。VaRとは、将来のある一定期間(保 有期間) のうちに、ある一定の確率(信頼区間)の範囲内 で、金融資産・負債が被る可能性のある最大損失額を統計的

手法により推計したものであり、保有期間は、商品の手仕舞 い期間などを考慮した適切な期間としております。

BPVは、金利 1 bp (0.01%) の変化により、保有資産・ 負債の現在価値がどの程度変化するかを計測する手法であ り、預貸金、債券等の業務別に計測しております。

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

定量的な開示事項

■その他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子法人等 であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額(単体)

(単位:百万円)

現象					
「原産に対すの場合に対する場所では、	ITEE 2020年3月期		2021年3月期		
現金 技術回の中央政府及び中央銀行向け	—————————————————————————————————————	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
#が置の中央政府及び中央銀行向け					
外国の中央政府及び中央政府会け		_	_		_
国際法権部行動中に対していまった。		_	_		
接が回の地方公社団体向け		_	_	_	_
外国の中央政府等以外の公共部門向け 1.70 6 20 8 8 122 12,360 494 177 6 6 20 8 8 177 6 6 20 8 8 177 6 8 177 6 6 20 8 8 177 6 8 177 6 6 20 8 8 177 6 8 177 6 6 20 8 8 177 6 9 17 7 8 17 8 17 8 17 8 17 8 17 8 17 8		_	_	_	_
地方公社団体を登機構向け 1.70 6 201 8 表現が回の政府機能関向け 1.555 62 1.471 58 世方三公社団		3,068	122	12,360	494
現が国の段府関係機関的付		_	_	_	_
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##					
会融機関及び第一種企業商品即引業者向け		1,555	62	1,4/1	58
162,334 6.493 163,591 6.542 6.549 162,591 6.542 6.169 4かに業等向け及で個人向け 160,775 6.431 154,240 6.169 批当権付けをローン 27,881 1.115 29,198 1.167 29,198 1.167 29,198 1.167 29,198 1.167 29,198 1.167 29,198 1.167 20,198 1.167 20,198 1.167 20,198 1.167 20,198 1.167 20,198 1.167 20,198 20,		6 797	271	14 470	578
中小企業等向け及で個人向け 160,775 6,431 1,115 29,198 1,167 不動産政得等事業向け 164,135 6,565 181,534 7,261 月以上電影等 469 18 287 11 取立未済手形 7 0 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
Table Rivielle 事業的	中小企業等向け及び個人向け			154,240	
三月以上語称字					
取立木浄手形					
(高用保証協会等による保証付					
株式会社地域終高活性に支援機構等による保証付 6 0 5 0 1 0 出資等 7,810 312 3,632 145 (うち田賀寺のエクスポージャー) 7,810 312 3,632 145 (うち田賀寺のエクスポージャー) 7,810 312 3,632 145 (うち田賀寺のエクスポージャー)					
出資等 7,810 312 3,632 145 (うち世襲帝のエクスポージャー) 7,810 312 3,632 145 (うち世襲帝のエクスポージャー) 7,810 312 3,632 145 (うち世襲を出資のエクスポージャー) 7,810 312 3,632 145 (うち世の全観機関等の対象資本選手段のうち対象普通体式等及びその他外部TLAC 問題開選手段に設当するもの以外のものに係るエクスポージャー)					
(うちは関係のエクスポージャー) (うち腹変を出資のエクスポージャー) (うち腹変を出資のエクスポージャー) (うち間を関係)対象資本制達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) (うち特定用に算入されない部分に係るエクスポージャー) (うち特定用に算入されない部分に係るエクスポージャー) (うち特定用に算入されない部分に係るエクスポージャー) (うち特定用のうち開変を用に算入されない部分に係るエクスポージャー) (うち特定用のうち開変を用き手段に関するエクスポージャー) (うち特定用のが影TLAC関連選手段に関するエクスポージャー) (うちま配以外のエクスポージャー) (うちま配以外のエクスポージャー) (うちま配以外のエクスポージャー) (うちま配以外のエクスポージャー) (うちま下の砂を11人に関連業件を保育していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連業件を保育していな他の金融機関等に係る子の他外部TLAC関連業件を保育していな他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連業件を保育していない他の金融機関等に係るこの人が表しまない。 (うちまで、要件適用分) (うちまで、要件の多し計算が返出を用かったものがあります。) (カラン・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア					
上記以外	(うち出資等のエクスポージャー)				
(うち) 特定別達 で					
関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		18,788	751	17,819	712
(うち鉄株主等の語来権の百分の十を紹える監験権を保有している他の金融機関等に 係るその他外部 T L A C 限知連関連手段に関するエクスポージャー) (うちまは大きの語来権の百分の十を紹える監験権を保有している他の金融機関等に (うちまないない他の金融機関等に係るエクスポージャー) 差持約つち、その他外部 T L A C 限知連関連手段に関するエクスポージャー) 2		_	_	_	_
(うちは株主等の意味権の百分の十を招える[諸決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A (限連報 音子のから T L A (限連報 音子の T L A (R連報 T L A (Rei T L		_	_	166	6
係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエフスポージャー) (うち以上等のおこれが出来であらから作品に関連調整手段に係るエグスポージャー) (うち以上では、おいまして、おいました。				100	
選手級の5.その世外部「A C限連測書拝派に係る五パーセント基準線を担合部分に係るエクスポージャー) (うちより、アクスポージャー) 18,788 751 17,653 706 証券化 — 1,162 46 (うちまり、アクスポージャー) 1,162 46 (うちまり、アクスポージャー) — 1,162 46 (うちまり、アクスポージャー) — 1,162 46 (うちまり、アクスポージャー) — 1,162 46 (再) 1,162 46 (再) 1,162 (日) 1,162 (係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	_	_	_	_
18,788 751 17,653 706 255 17,653 706 255 17,653 706 255 17,653 706 255 17,653 706 255 17,653 706 255 17,653 706 255 17,653 706 255 17,653 266 26		_	_	_	_
記券化					
一		18,788	751		
(うち非すて 要性適用分)				1,162	46
再証券化		_	_	1.162	46
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マンデート方式) - - - - リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%) - - - - リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%) - - - - リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(アォールバック方式1250%) - - - - - 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 2,666 106 2,666 106 0.666 106 他の金融機算の対象すな調手別に係るエフスポージャーに係る経過槽によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの質 の産 (ナン・パランス)取引等項目 - <		_	_	_	_
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(電然性方式250%) - - - - リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(電然性方式400%) - - - - リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(アオールパック方式1250%) - - - - - 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 2,666 106 2,666 106 2,666 106 他の金融機等の対象資本限選手製に係るエクスポージャーに係る経過槽によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - <td></td> <td>_</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>_</td>		_	_	_	_
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式400%) - - - リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式400%) - - - リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(置然性方式400%) - - - ・ 公益機構等の対象が異す場に係るエクスポージャーに係る経過槽によりリスク・アセットの顔に買入されなかったものの類性を必要である。 2,666 106 ・ 公益機構等の対象が異す場に係るエクスポージャーに係る経過槽によりリスク・アセットの側に買入されなかったものの類性をあった。 -		_	_		_
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(オールバック方式1250%) - - - - 経過措置によりリスク・アセットの務は「計算人されるものの額 2,666 106 2,666 106 他の金融機等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - - - - - 「オフ・パランス)計 559,491 22,379 585,670 23,426 「オフ・パランス)計 559,491 22,379 585,670 23,426 「オフ・パランス 取引等項目] - <t< td=""><td></td><td>_</td><td>_</td><td></td><td>_</td></t<>		_	_		_
リスア・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの務に算入されるものの額 2,666 106 2,666 106 能の金融機関等の放棄す職産手段に係るエフスポージャーに係る経過譜面によりリスク・アセットの額に算入されるかったものの額 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				_	_
資産 (オン・バランス 記引等項目)559,49122,379585,67023,426(オフ・パランス 取引等項目)圧意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント722702短期の貿易関連偶発債務N I F 又は R U F原契約期間が1年超のコミットメント75332212内部格付手法におけるコミットメント信用供与に直接的に代替する偶発債務3311327911買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券有艦群の資付、現金者とくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入612602振生商品取引1301202長期決済期間取引本決済取引上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャーオフ・パランス取引等項目計6562690036【C V A リスク相当額(億便的リスク測定方式)190180【中央清算機関関連エクスポージャー281210		2,666	106	2,666	106
「オフ・パランス取引等項目 日意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント			_	_	_
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント - - - - 原契約期間が1年以下のコミットメント 72 2 70 2 短期の貿易関連偶発債務 - - - - - 特定の取引に係る偶発債務 101 4 155 6 N I F 又は R U F - - - - - 原契約期間が1年起のコミットメント 75 3 322 12 内部格付手法におけるコミットメント - - - - - 信用供与に直接的に代替する偶発債務 331 13 279 11 買戻条件付資産売却又は求債権付資産売却等(控除後) - - - - 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債債券 - - - - 有価部の資付、現金者しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却苦しくは売戻条件付購入 61 2 60 2 派生商品取引 13 0 12 0 長期決済期間取引 - - - - - 未決済取引 - - - - - 主説以外のオフ・パランス取引等項目 計 - - - - オフ・パランス取引等項目 19 0 18 0 「センスオージャー」 28 1 21 0		559,491	22,379	585,670	23,426
原契約期間が1年以下のコミットメント 72 2 70 2 短期の貿易関連偶発債務 - - - - - 財主の取引に係る偶発債務 101 4 155 6 N I F 又は R U F - - - - - 原契約期間が1年超のコミットメント 75 3 322 12 内部格付手法におけるコミットメント - - - - - 信用供与に直接的に代替する偶発債務 331 13 279 11 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) - - - - 先物購入、洗液預金、部分払込株式又は部分払込債券 - - - - 一方物財・現金首とくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 61 2 60 2 振生商品取引 13 0 12 0 長期決済期間取引 - - - - 未決済取引 - - - - 上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャー - - - - 本力・パランス取引等項目 計 656 26 900 36 【C V A リスク相当額(億億のリスク測定方式) 19 0 18 0 「中央清算機関関連エクスポージャー 28 1 21 0			_	_	_
短期の貿易関連偶発債務					
特定の取引に係る偶発債務 101 4 155 6 N I F 又は R U F - - - - - 原契約期間が1年超のコミットメント - - - - - 内部格付手法におけるコミットメント - - - - - 信用供与に直接的に代替する偶発債務 331 13 279 11 買戻条件付資産売却又は求債権付資産売却等(控除後) - - - - 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 - - - - 有配銀分買け、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却苦しくは売戻条件付購入 61 2 60 2 派生商品取引 13 0 12 0 長期決済期間取引 - - - - 未決済取引 - - - - 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 - - - - 上記以外のオフ・パランス取引等項目 計 656 26 900 36 [C V A リスク相当額(簡便的リスク測定方式) 19 0 18 0 「中央清算機関関連エクスポージャー」 28 1 21 0				75	
原契約期間が1年超のコミットメント 75 3 322 12 内部格付手法におけるコミットメント — — — — — 信用供与に直接的に代替する偶発債務 331 13 279 11 買戻条件付資産売却又は求價権付資産売却等(控除後) — — — — 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 — — — — 「無生商品取引 61 2 60 2 振生商品取引 13 0 12 0 長期決済期間取引 — — — — 未決済取引 — — — — 上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャー — — — オフ・パランスの証券化エクスポージャー — — — オフ・パランス取引等項目 計 656 26 900 36 【C V A リスク相当額(簡便的リスク測定方式) 19 0 18 0 「中央清算機関関連エクスポージャー 28 1 21 0	特定の取引に係る偶発債務	101	4	155	6
内部格付手法におけるコミットメント ー ー ー ー 信用供与に直接的に代替する偶発債務 331 13 279 11 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) ー ー ー ー 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 ー ー ー ー 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 61 2 60 2 派生商品取引 13 0 12 0 長期決済期間取引 ー ー ー ー 未決済取引 ー ー ー ー 正数けにクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 ー ー ー ー 上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャー ー ー ー ー オフ・パランス取引等項目 計 656 26 900 36 [C V A リス・ク相当額(簡便的リスク測定方式) 19 0 18 0 「中央清算機関関連エクスポージャー 28 1 21 0				_	
信用供与に直接的に代替する偶発債務 331 13 279 11		75	3	322	
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)		221	12	270	
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 - - - - 有職務の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却苦しくは売戻条件付購入 61 2 60 2 派生商品取引 13 0 12 0 長期決済期間取引 - - - - 未決済取引 - - - - 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 - - - - 上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャー - - - - - オフ・パランス取引等項目 計 656 26 900 36 [C V A リス つ 相当額」(簡便的リスク測定方式) 19 0 18 0 「中央清算機関関連エクスポージャー」 28 1 21 0					
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 61 2 60 2 派生商品取引 13 0 12 0 長期決済期間取引	先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	_	_	_	_
派生商品取引 13 0 12 0 長期決済期間取引	有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入				
未決済取引 - - - - 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 - - - - 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー - - - - - オフ・バランスの割等項目 656 26 900 36 [C V A リスク相当額(簡便的リスク測定方式) 19 0 18 0 「中央清算機関関連エクスポージャー」 28 1 21 0	派生商品取引	13			
証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 ー ー ー ー ー 上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャー ー ー ー ー ー オフ・パランス取引等項目 計 656 26 900 36 [C V A リスつ相当額」(簡便的リスク測定方式) 19 0 18 0 「中央清算機関関連エクスポージャー] 28 1 21 0					_
上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャー ー ー ー ー オフ・パランス取引等項目 計 656 26 900 36 [C V A リスク相当額(簡便的リスク測定方式) 19 0 18 0 「中央清算機関関連エクスポージャー」 28 1 21 0			_		
オフ・パランス取引等項目6562690036[C V A リスク相当額 (簡便的リスク測定方式)190180[中央清算機関関連エクスポージャー]281210			=		
[CVAJJスク相当額] (簡便的リスク測定方式) 19 0 18 0 [中央清算機関関連エクスポージャー] 28 1 21 0				900	
[中央清算機関関連エクスポージャー] 28 1 21 0 合計 560,195 22,407 586,610 23,464		19		18	0
合計 560,195 22,407 586,610 23,464			1	21	
	合計	560,195	22,407	586,610	23,464

 (注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本額

(単位:百万円)

項目	2020年3月期	2021年3月期	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所要自己資本の額		
信用リスク(標準的手法)	22,407	23,464	
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	908	938	
合 計	23,316	24,403	

項目	2020年3月期		2021年3月期	
坝口	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産(オン・バランス)項目]				
現金	_	_		_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_
国際決済銀行等向け	_	_		_
我が国の地方公共団体向け		- 100	10.260	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	3,068	122	12,360	494
国際開発銀行向け	170	_	201	_
地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け	170 1.555	6 62	201 1.471	<u>8</u> 58
地方三公社向け	1,555	02	1,4/1	50
	6,797	271	14,470	578
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け法人等向け	162,334	6,493	163,591	6,543
本人寺向け及び個人向け	160,775	6,431	154,240	6,169
抵当権付住宅ローン	27,881	1,115	29,198	1,167
不動産取得等事業向け	164,135	6,565	181.534	7,261
三月以上延滞等	469	18	287	7,201
取立未済手形	7	0	6	0
信用保証協会等による保証付	3,021	120	3,018	120
店内味証励云寺による味証的 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	5,021	0	5,016	0
出資等	7,760	310	3,584	143
(うち出資等のエクスポージャー)	7,760	310	3,584	143
(うち重要な出資のエクスポージャー)	7,700			143
上記以外	18,788	751	17.820	712
	10,700	751	17,020	712
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	_	_	_	_
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	_	_	166	6
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に 係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	_	_	_	_
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	_	_	_	_
(うち上記以外のエクスポージャー)	18,788	751	17,653	706
証券化	_	_	1,162	46
(うちSTC要件適用分)	_	_		_
(うち非STC要件適用分)	_	_	1,162	46
再証券化	_	_		_
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	_	_		_
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)	_	_	_	_
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マンデート方式)	_	_		_
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)	_	_	_	_
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式400%)	_	_	_	_
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(フォールバック方式1250%)	-	-	-	- 106
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,666	106	2,666	106
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額				
資産(オン・バランス)計	559,441	22,377	585,622	23,424
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント		_	70	_
原契約期間が1年以下のコミットメント 信用の経戸間は個外に対	72	2	70 —	2
短期の貿易関連偶発債務				_
特定の取引に係る偶発債務 NLLE立はBLLE	101	4	155	6
NIF又はRUF	75	3	322	12
原契約期間が1年超のコミットメント 内部格付手法におけるコミットメント	/5	3	322	12
	221	12	279	
信用供与に直接的に代替する偶発債務 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	331	13	2/9	11
具庆宗計刊更進元却又は水賃権刊更進元却等(控除後) 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券		_		
元初購入、元波損金、部ガ払込休式又は部ガ払込債券 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	61	2	60	2
有画証券の負付、現金石しくは有画証券による担保の提供又は有画証券の負民条件的元却石しくは元民条件的編入派生商品取引	13	0	12	0
長期決済期間取引	13	_		
未決済取引 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	-			
世記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー				_
<u> </u>	656	26	900	36
タフ・ハランス取引等項目 引 [CVAリスク相当額] (簡便的リスク測定方式)	19	0	18	0
[ロ央清算機関関連エクスポージャー]	28	1	21	0
	560,146	22,405	586,562	23,462
合 計	500,146	22,405	566,562	23,462

⁽注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

(単位:百万円)

項目	2020年3月期	2021年3月期	
	所要自己資本の額		
信用リスク(標準的手法)	22,405	23,462	
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	908	939	
合 計	23,314	24,401	

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) 〈単体〉 (単位:百万円)

									=位、日万円/
		エクスポージ	ヤー期末残る	ā	fi		エクスポージ	ャー期末残高	ā
	ットメント及 びその他のデ リバティブ以 外のオフ・バ	有価証券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクス ポージャー		貸出金、コミ ットメント及 びその他のデ リバティブ以 外のオフ・バ ランス取引	有価証券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクス ポージャー
1,182,025	895,462	259,035	66	590	1,304,675	977,115	299,647	62	366
_	_		_	_	_	_	_	_	_
1,182,025	895,462	259,035	66	590	1,304,675	977,115	299,647	62	366
49,470	40,212	9,225	_	17	51,077	42,412	8,650	_	_
5,331	5,299	_	_	30	6,403	6,338	45	_	18
741	740	_	_	_	863	862	_	_	_
390	390	_		_	399	399	_	_	_
68,345	66,538	1,711	_	83	82,013	79,063	2,858	_	78
4,571	3,669	901		_	7,131	6,202	928	_	_
9,528	4,958	4,545	_	_	8,062	4,986	3,055	_	_
21,242	20,675	559		0	24,544	24,349	188	_	_
56,513	52,460	3,901		109	60,737	58,597	2,067	_	37
172,559	157,913	14,033	66	_	160,372	150,045	10,073	62	_
183,594	177,409	6,058		40	200,758	195,750	4,887	_	33
76,514	73,484	2,910	_	83	94,223	91,842	2,295	_	63
101,214	61,679	39,243	_	_	110,801	70,443	39,863	_	_
432,006	230,028	175,944		225	497,287	245,820	224,733	_	134
1,182,025	895,462	259,035	66	590	1,304,675	977,115	299,647	62	366
243,547	226,949	14,578	_	205	242,157	219,193	21,322	_	149
100,742	67,951	32,676	_	97	78,550	66,481	12,017	_	44
93,007	65,987	26,935	_	76	94,923	61,800	33,103	_	5
61,955	49,217	12,713	_	9	50,863	45,599	5,213	_	17
160,056	53,774	106,266	_	8	275,062	112,546	162,485	_	30
458,166	397,838	60,097	66	165	498,670	438,508	60,000	62	98
64,548	33,743	5,768	_	28	64,448	32,985	5,504	_	21
1,182,025	895,462	259,035	66	590	1,304,675	977,115	299,647	62	366
	1,182,025 — 1,182,025 49,470 5,331 741 390 68,345 4,571 9,528 21,242 56,513 172,559 183,594 76,514 101,214 432,006 1,182,025 243,547 100,742 93,007 61,955 160,056 458,166 64,548	信用リスク・コ 貸出金、コ家 ットメント及 がその他のデ リパティブ以 外のオフ・バ ランス取引 1,182,025 895,462 49,470 40,212 5,331 5,299 741 740 390 390 68,345 66,538 4,571 3,669 9,528 4,958 21,242 20,675 56,513 52,460 172,559 157,913 183,594 177,409 76,514 73,484 101,214 61,679 432,006 230,028 1,182,025 895,462 243,547 226,949 100,742 67,951 93,007 65,987 61,955 49,217 160,056 53,774 458,166 397,838 64,548 33,743	信用リスク・エクスポージ 行価証券 対入シト及 でその他のテ	貸出金、コミットメント及びでその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 1,182,025 895,462 259,035 66	信用リスク・エクスポージャー期末残高	信用リスク・エクスポージャー期末残高	信用リスク・エクスポージャー期末残高 信用リスク・ 対とからな	信用リスク・エクスポージャー期末残高	信用リスク・エクスポージャー期末残高

⁽注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。 2. [三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが 150%であるエクスポージャーをい

〈連結〉 (単位:百万円)

	(単位:白万円)						
		1020年3月期 	-11-	 	2021年3月期		
	信用リスク・ 貸出金、コミ ットメント及 びその他のデリ リバテフ・バ ランス取引	エクスポージャー期末		貸出金、コミ	有価証券	ャー期末残語	三月以上延滞 エクス ポージャー
国 内 計	1,181,961 895,462	258,985	66 590	1,304,746 977,115	299,598	62	366
国 外 計		_			-	-	_
地 域 別 合 計	1,181,961 895,462	258,985	66 590	1,304,746 977,115	299,598	62	366
製 造 業	49,470 40,212	9,225	_ 17	51,077 42,412	8,650	_	_
農 業 、 林 業	5,331 5,299	_	— 30	6,403 6,338	45	_	18
漁業	741 740	_		863 862	-	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	390 390	_		399 399	_	_	
建設業	68,345 66,538	1,711	- 83	82,013 79,063	2,858	-	78
電気・ガス・熱供給・水道業	4,571 3,669	901		7,131 6,202	928	-	_
情報通信業	9,528 4,958	4,545		8,063 4,986	3,056	-	_
運輸業、郵便業	21,242 20,675	559	<u> </u>	24,544 24,349	188	-	_
卸 売 業 、 小 売 業	56,513 52,460	3,901	- 109	60,737 58,597	2,067	-	37
金融業、保険業	172,559 157,913	14,033	66 –	160,372 150,045	10,073	62	_
不動産業、物品賃貸業	183,594 177,409	6,058	- 40	200,758 195,750	4,887	-	33
各種サービス業	76,464 73,484	2,860	- 83	94,173 91,842	2,245	-	63
国・地方公共団体	101,214 61,679	39,243		110,802 70,443	39,863	-	_
そ の 他	431,992 230,028	175,944	– 225	497,406 245,820	224,733	-	134
業種別合計	1,181,961 895,462	258,985	66 590	1,304,746 977,115	299,598	62	366
1 年 以 下	243,547 226,949	14,578	– 205	242,158 219,193	21,322	_	149
1 年 超 3 年 以 下	100,742 67,951	32,676	– 97	78,550 66,481	12,017	_	44
3 年 超 5 年 以 下	93,008 65,987	26,935	– 76	94,924 61,800	33,103	_	5
5 年 超 7 年 以 下	61,955 49,217	12,713	_ 9	50,863 45,599	5,213	_	17
7 年 超 1 0 年 以 下	160,056 53,774	106,266	_ 8	275,062 112,546	162,485	-	30
1 0 年 超	458,166 397,838	60,097	66 165	498,670 438,508	60,000	62	98
期間の定めのないもの	64,483 33,743	5,718	– 28	64,517 32,985	5,455	_	21
残存期間別合計	1,181,961 895,462	258,985	66 590	1,304,746 977,115	299,598	62	366

⁽注) 1. デリパティブ取引は与信相当額ベースであります。
2. [三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

〈単体〉 (単位:百万円)

							2020年3月期			2021年3月期			
							期首残高	期中	増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
_	般	貸	倒	引	当	金	1,275		689	1,965	1,965	462	2,427
個	別	貸	倒	引	当	金	4,438	\triangle	890	3,547	3,547	△ 144	3,403
特	定海	外	債 権	引	当 勘	定	_		_	_	_	_	_
			合 計				5,713	\triangle	200	5,512	5,512	318	5,830

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

〈連結〉 (単位:百万円)

							2020年3月期					2021年3月期	
							期首残高期中増減額期末残高		期首残高	期中増減額	期末残高		
_	般	貸	倒	引	当	金	1,275		689	1,965	1,965	462	2,427
個	別	貸	倒	引	当	金	4,438	\triangle	890	3,547	3,547	△ 144	3,403
特	定海	外	債 権	引	当 勘	定	_		_	_	_	_	_
			合 計				5,713	\triangle	200	5,512	5,512	318	5,830

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円) 〈単体〉

(+ +)										(-12 - 1771 37
				2020	年3月期			2021	年3月期	
			期首残高	期中	増減額	期末残高	期首残高	期中	増減額	期末残高
国	内	計	4,438	Δ	890	3,547	3,547	Δ	144	3,403
玉	外	計	_		_	_	_		_	_
地	域 別	合 計	4,438		890	3,547	3,547		144	3,403
製	造	業	1,102		2	1,104	1,104	Δ	504	599
農	業 、	林 業	4		14	19	19	Δ	3	16
漁		業	80	Δ	75	4	4	Δ	0	3
鉱	業、採石業、	沙利採取業	45	Δ	7	37	37		_	37
建	設	業	585		34	620	620	Δ	19	600
電	気・ガス・熱供	は給・水道業	_		_	_	_		_	_
情	報 通	信 業	118	Δ	2	115	115	Δ	1	113
運	輸業、	郵 便 業	126	Δ	4	121	121		49	171
卸	売 業、	小 売 業	522	Δ	186	335	335	Δ	95	240
金	融業、	保 険 業	1	Δ	1	0	0	Δ	0	0
不	動産業、物	品賃貸業	472	Δ	143	328	328		26	355
各	種 サー	ビス業	1,132	Δ	471	661	661		471	1,132
玉	・ 地 方 公	共 団 体	_		_	_	_		_	_
そ	Ø	他	245	Δ	46	198	198	Δ	66	131
業	種 別	合 計	4,438	Δ	890	3,547	3,547	Δ	144	3,403

(単位:百万円) 〈連結〉

		2020年3月期				202	1年3月期	
	期首残高	期中	□増減額	期末残高	期首残高	期□	Þ 増減額	期末残高
国 内 計	4,438	\triangle	890	3,547	3,547	\triangle	144	3,403
国 外 計	_		_	_	_		_	_
地 域 別 合 計	4,438	\triangle	890	3,547	3,547	\triangle	144	3,403
製 造 業	1,102		2	1,104	1,104	\triangle	504	599
農業、林業	4		14	19	19		3	16
漁業	80	\triangle	75	4	4	\triangle	0	3
鉱業、採石業、砂利採取業	45		7	37	37		_	37
建 設 業	585		34	620	620	\triangle	19	600
電気・ガス・熱供給・水道業	_		_	_	_		_	_
情報通信業	118	\triangle	2	115	115	\triangle	1	113
運輸業、郵便業	126		4	121	121		49	171
卸 売 業 、 小 売 業	522	\triangle	186	335	335	\triangle	95	240
金融業、保険業	1	\triangle	1	0	0		0	0
不動産業、物品賃貸業	472		143	328	328		26	355
各種 サービス業	1,132	\triangle	471	661	661		471	1,132
国・地方公共団体	_		_	_	_		_	_
そ の 他	245	\triangle	46	198	198	\triangle	66	131
業種別合計	4,438	\triangle	890	3,547	3,547	\triangle	144	3,403

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	単	 体	連	 結
	2020年3月期	2021年3月期	2020年3月期	2021年3月期
製造業	_	_	_	_
農業、林業	_	_	_	_
漁業	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	_
建 設 業	5	_	5	_
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_
情報通信業	_	_	_	_
運輸業、郵便業	_	_	_	_
卸 売 業 、 小 売 業	45	_	45	_
金融業、保険業	_	_	_	_
不動産業、物品賃貸業	_	_	_	_
各種 サービス業	_	_	_	_
国 ・ 地 方 公 共 団 体	_	_	_	_
そ の 他	_	_	_	_
業種別合計	50	_	50	_

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条(自己資本比率告示第125条及び第 127条において準用する場合に限る。)並びに第248条の4第1項第1号及び第2号(自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。)の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〈単体〉 (単位:百万円)

	2020年	■3月期	2021年	 ■3月期
		エクスポー	ジャーの額	
	格付あり 格付なし 格付あり 格付			
0%	246,980	131,469	205,045	199,000
10%	11,824	36,136	12,298	34,887
20%	73,356	152	158,152	134
35%	_	79,439	_	83,269
50%	62,936	24	106,935	18
75%	_	210,085	_	166,987
100%	11,887	308,988	5,494	332,844
150%	399	257	_	138
250%	_	_	_	_
1250%	_	_	_	_
合 計	407,385	766,553	487,927	817,278

⁽注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

〈連結〉 (単位:百万円)

(2-1-2)				(+12 - 17) 1/	
	2020年3月期 2021年3月期				
	エクスポージャーの額				
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし	
0 %	246,980	131,470	205,045	199,000	
10%	11,824	36,136	12,298	34,887	
20%	73,356	152	158,152	134	
35%	_	79,439	_	83,269	
50%	62,936	24	106,935	18	
75%	_	210,085	_	166,987	
100%	11,887	308,939	5,494	332,796	
150%	399	257	_	138	
250%	_	_	_	_	
1250%	_	_	_	_	
合 計	407,385	766,504	487,927	817,231	

⁽注)「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	2020年3月期	2021年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	9,786	9,807
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	8,958	63,322

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー (2020年3月期:6,166百万円、2021年3月期:6,661百万円) を含んでおります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しており ます。

ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

該当ございません。

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位:百万円)

	2020年	F3月期	2021年3月期		
	単体	連結	単体	連結	
与信相当額	66	66	62	62	
派生商品取引	66	66	62	62	
外国為替関連取引	_	_	_	_	
金利関連取引	66	66	62	62	
株式関連取引	_	_	_	_	
その他取引	_	_	_	_	
クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	

⁽注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

二. 口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

該当ございません。

ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

へ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

			2020年	 	2021年	 ₹3月期
			単体	連結	単体	連結
与信	与信相当額		66	66	62	62
	派	主商品取引	66	66	62	62
		外国為替関連取引	_	_	_	_
		金利関連取引	66	66	62	62
		株式関連取引	_	_	_	_
		その他取引	_	_	_	_
	クレジット・デリバティブ		_	_	_	_

⁽注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト、与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテ クションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項 該当ございません。

銀行及び連結グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

(1)保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額				
	2020年3月期	2021年3月期			
住宅ローン債権	_	_			
自動車ローン	_	_			
クレジットカード与信	_	_			
リース債権	_	_			
事業者向け貸出	_	_			
法人向け信用リスク(CDO)等	_	_			
その他	_	5,810			
合 計	_	5,810			

〈連結〉 (単位:百万円)

	エクスポージャーの額			
	2020年3月期	2021年3月期		
住宅ローン債権	_	_		
自動車ローン	_	_		
クレジットカード与信	_	_		
リース債権	_	_		
事業者向け貸出	_	_		
法人向け信用リスク(CDO)等	_	_		
その他	_	5,810		
合 計	_	5,810		

(2)保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 〈単体〉 (単位:百万円)

	2020£	∓3月期	2021年3月期			
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額		
20%以下	_	_	5,810	46		
20%超50%以下	_	_	_	_		
50%超100%以下	_	_	_	_		
100%超1250%以下	_	_	_	_		
	_	_	5,810	46		

〈連結〉 (単位:百万円)

	2020年	■3月期	2021年3月期		
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額	
20%以下	_	_	5,810	46	
20%超50%以下	_	_	_	_	
50%超100%以下	_	_	_	_	
100%超1250%以下	_	_	_	_	
合 計	_	_	5,810	46	

(注) 1. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。2. オフ・バランスの証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(3)自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイト が適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ございません。

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び 第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額 該当ございません。

(4)保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用され るリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません。

⁽注) 1. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。 2. オフ・バランスの証券化エクスポージャーは保有しておりません。

⁽注) 1. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。 2. オフ・バランスの証券化エクスポージャーは保有しておりません。

⁽注) 1. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。 2. オフ・バランスの証券化エクスポージャーは保有しておりません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

○出資等の貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

								(十位・口/))/
	2020年3月期			2021年3月期				
	単	体	連結		単体		連結	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポー ジャーの貸借対照表計上額	708		708		1,518		1,523	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出 資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照 表計上額	277		227		249		199	
合 計	985	985	935	935	1,767	1,767	1,722	1,722

○子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	2020年3月期	2021年3月期
子会社株式	50	50
関連会社株式	_	_
h 計	50	50

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2020年	F3月期	2021年3月期		
	単体	連結	単体	連結	
売却損益額	335	335	11	11	
償却額	11	11	3	3	

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年	■3月期	2021年3月期		
	単体	連結	単体	連結	
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額	△39	△39	209	213	

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク							
		1		Л	=		
項番		⊿EVE		⊿NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末		
1	上方パラレルシフト	6,307	0	959	231		
2	下方パラレルシフト	0	5,616	0	8		
3	スティープ化	0	0				
4	フラット化						
5	短期金利上昇						
6	短期金利低下						
7	最大値	6,307	5,616	959	231		
		ホ		^			
		当期末		前期末			
8	自己資本の額	50,896 48,670					

(注) 本表中「当期末」とあるのは「2021年3月末」を、「前期末」とあるのは「2020年3月末」を指します。